

○給水装置工事費の内訳及び算出方法について【工事費概算額】

	項目	内容	算出方法
①	設計費	給水課による給水装置工事の設計業務費用。	「給水装置の構造、工事材料及び工事費の算出方法等に関する規定の細目(別表)」(以下、「規定の細目(別表)」)というの別表第3「設計費の労力算出歩数」及び別表第4「設計従事職員の賃金」により算出する。 ※設計業務完了時点の単価を適用する。
②	直接経費 (委託設計費)	給水装置整備工事等設計業務委託又は給水装置工事設計業務委託による給水装置工事の設計業務費用。	1.給水装置整備工事等設計業務委託にて設計業務を行う場合、当該業務における想定出来高数量により概算金額を算出する。 2.給水装置工事設計業務委託にて設計業務を行う場合、当該業務委託に要する概算費用とする。
③	直接経費 (請負工事費)	給水装置工事の請負工事施工に必要な費用(概算額)。	1.給水装置改良工事受注者にて給水装置工事を行う場合、給水装置工事に必要な工種・材料の予定数量に給水装置改良工事契約単価を乗じて算出する。 2.給水装置工事受注者にて給水装置工事を行う場合、当該発注工事において想定される工種・数量による概算金額とする。
④	間接経費	上記①～③に関する間接的な計上費用(予定額)。	算出方法は別に定める。 (参考) 1.設計費にかかる間接経費:設計費に100分の20を乗じて得た金額 2.直接経費(委託設計費・請負工事費)の10分の1に相当する金額。
⑤	断水費用	給水装置工事で必要になる配水管断水作業に要する費用(洗浄排水費用、公共下水道使用料及び間接経費含む)。	「規定の細目(別表)」の別表第13「断水費等徴収単価表」の(1)断水費等(上水)の該当する工種単価に予定断水延長及び断水回数を乗じて算出する。 断水延長の算出については、「規定の細目(別表)」の別表第13「断水費等徴収単価表」に記載のとおりとする。 ※工事費概算額算定時点の単価を適用する。
⑥	残土処分費	給水装置工事の施工に伴い発生する残土(建設発生土)の処分費用(港湾局へ支払う)。 指定地処分(夢洲基地)での処分を行う場合に算定する。	工務課長通知の建設発生土処分予定単価に当該工事の発生予定土量を乗じて算出する。 なお、自由地処分地の場合は、直接経費(請負工事費)に含まれるため、算定及び計上不要。 ※工事費概算額算定時点の当該年度予定単価を適用する。
⑦	事務検査費	給水装置工事跡の舗装復旧工事の確認検査に際して発生する検査費用(建設局へ支払う)。 工事場所が大阪市建設局の管理する道路(認定道路)であった場合に算定する。	給水装置工事の舗装復旧予定面積に応じた事務検査費の金額とする。 金額は建設局の定める事務検査費を参照すること。
⑧	その他の費用	上記①～⑦の項目以外に必要な費用。	—